

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>(指定医の診察等)</p> <p>第4条 知事は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項、<u>法第40条の5第1項</u>又は法第45条の2第4項の規定により診察、立入検査又は質問をさせようとするときは、命令書を交付するものとする。</p> <p>(入院措置)</p> <p>第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>法第5条第2項</u>に規定する家族等（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。</p> <p>(任意入院者の症状等の報告)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入院年月日及び前回の<u>法第38条の2第2項</u>の規定による報告の年月日</p> <p>(2) <u>診察年月日及び診察した医師の氏名</u></p> <p>(3) <u>病名及び過去12月間の病状又は状態像の経過の概要</u></p> <p>(4) <u>省令第19条第1項第1号、第2号及び第8号</u>に掲げる事項</p>	<p>(指定医の診察等)</p> <p>第4条 知事は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に法第27条第1項若しくは第2項、法第29条の2第1項、法第29条の4第2項、法第34条第1項若しくは第3項、法第38条の6第1項、法第38条の7第2項又は法第45条の2第4項の規定により診察、立入検査又は質問をさせようとするときは、命令書を交付するものとする。</p> <p>(入院措置)</p> <p>第5条 知事は、法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定により精神障害者を入院させることを決定したときは、<u>法第33条第2項</u>に規定する家族等（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者に通知するとともに、入院させる国若しくは県が設置した精神科病院又は指定病院（以下「措置精神科病院」という。）の管理者に通知するものとする。</p> <p>(任意入院者の症状等の報告)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入院年月日及び前回の<u>法第38条の2第3項</u>の規定による報告の年月日</p> <p>(2) <u>省令第19条第1項第1号、第2号、第6号、第8号及び第9号並びに省令第20条第1項第2</u></p>

4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
4	法第33条第9項の規定による医療保護入院者の入院の届出書又は入院期間の更新の届出書	(略)
(略)		
6	法第33条の6第5項の規定による応急入院の届出書	(略)
(略)		
8	削除	
(略)		

第4号様式 (第7条関係)

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)	
帰住先の住所	
訪問支援等に関する意見	
障害福祉サービス等の活用に関する意見	
(略)	

(略)

号及び第3号に掲げる事項

4 (略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
(略)		
4	法第33条第7項の規定による医療保護入院者の入院の届出書	(略)
(略)		
6	法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書	(略)
(略)		
8	法第38条の2第2項の規定による医療保護入院者の症状等の報告書	〃
(略)		

第4号様式 (第7条関係)

措置入院者の症状消退届

(略)

(略)	
帰住先の住所	
障害福祉サービス等に関する意見	
(略)	

(略)

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正は、公布の日から施行する。